

# 学校学習支援指導者資格の資格認定に関する規定施行細則

令和6年3月1日資格審議委員会規定

## (目的)

第1条 この細則は、学校学習支援指導者の資格認定に関する規定第8条に基づき、必要な事項を定める。

## (実施機関)

第2条 資格審議委員会が実施する。

(1) 資格審議委員会の許可を得ればブロックにおいて講習を実施することができる。

## (受講申請)

第3条 受講者の申請はブロックごとにまとめて受付けし、資格審議委員会に申請する。

2 講習は原則10名以上で開催することとし、人数が達しない場合は、他ブロックとの合同開催又は、本法人の開催となる。

## (講習講師)

第4条 1級の講習講師は、学校の教員又は学校において講習経験者で資格審議委員会が認めた者とする。又は同等の資格があると資格審議委員会が認めた者。

2 2級の講習講師は、学校学習支援指導者1級の資格を所持した者。又は資格審議委員会が同等の資格があると認めた者。

## (講習料及び認定料)

第5条 講習料及び認定料は以下のとおりとする。

- |                 |     |        |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 学校学習支援指導者2級 | 講習料 | 5,000円 |
|                 | 認定料 | 3,000円 |
| (2) 学校学習支援指導者1級 | 講習料 | 7,000円 |
|                 | 認定料 | 3,000円 |

## (講習の特例)

第6条 学校学習支援指導者2級の講習は、資格審議委員会が指定したサマーセミナー2日間の講習に代えることができる。

## 附 則

- この施行細則は、平成30年4月2日から施行する。
- この施行細則は、令和6年3月1日から施行する。